

# 茨城県報 第6297号

昭和50年2月13日

木曜日

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目次

### 規則

(公安委員会)

●警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部改正…………… 1 ページ

### 告示

- 療養取扱機関の申し出の受理等(医療福祉課)…………… 4
- 助産婦の登録(医業務課)…………… 5
- 医療機関の指定及び指定の辞退(保健予防課)…………… 5
- 太田県立自然公園に係る公園計画の決定(観光課)…………… 6
- 太田県立自然公園の区域の変更( " )…………… 6
- 太田県立自然公園の区域内における特別地域の指定( " )…………… 7
- 土地改良事業の適当決定(6件)(農地管理課)…………… 8
- 小貝川大橋及び息栖大橋並びに取付道路の管理方法について千葉県知事と協議成立  
(道路維持課)…………… 10
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(河川課)…………… 11

### 公告

- 土地立ち入り測量(2件)(用地課)…………… 12
- 土地区画整理事業の事業計画の変更(2件)(都市計画課)…………… 13
- 開発行為の工事完了(建築指導課)…………… 14

## 規則

(公安委員会)

### 茨城県公安委員会規則第1号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和50年2月13日

茨城県公安委員会委員長 豊崎昇

### 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する 規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則(昭和43年茨城県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「昭和42年改正令附則第8条の一時金請求書」を「前払一時金請求書」に同条第



別記様式第17号中「様式第17号」を「様式第17号(第11条関係)」に改める。

別記様式第18号中「様式第18号」を「様式第18号(第11条関係)」に改める。

別記様式第19号を次のように改める。

様式第19号(第12条関係)

前 払 一 時 金 請 求 書

茨城県警察本部長		請求年月日 昭和 年 月 日	
殿 下記のとおり前払一時金を請求します。		(請求者又は代表者)	
		住 所	
		氏 名 <span style="float:right">㊟</span>	
		協力援助者 との続柄	
1 請求者(代表者)が選択する 前払一時金の額	1000倍 800倍 給付基礎額の 600倍 に相当する額 400倍 200倍		
2 前払一時金の請求金額	(給付基礎額) 円 × 倍 = 円		
3 前払一時金の申出を行つた月までの期 間に係る遺族給付年金の額	昭和 年 月 分から 昭和 年 月 分まで 円		
4	.....を代表者として、前払一時金の請求を委任します。		
代 表 者 の 選 任	氏 名	協 力 援 助 者 と の 続 柄	住 所
	代表者と同順位	㊟	
	の 遺 族	㊟	
		㊟	
	㊟		
※受 理	※決 定	※支 払	※決定金額
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	円

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。  
 2 「1 請求書(代表者)が選択する前払一時金の額」の欄については、請求者又は代表者が選択した倍数を○で囲むこと。  
 3 「3 前払一時金の申出を行つた月までの期間に係る遺族給付年金の額」の欄には、遺族給付年金の最初の支払に先立つて申し出る者は記入しないこと。  
 4 「4 代表者の選任」の欄については、遺族給付年金の受給権者が2人以上ある場合にのみ記入すること。

別記様式第20号中「様式第20号」を「様式第20号(第12条関係)」に改める。  
 別記様式第21号中「様式第21号」を「様式第21号(第15条関係)」に改める。  
 別記様式第22号中「様式第22号」を「様式第22号(第15条関係)」に改める。  
 別記様式第23号中「様式第23号」を「様式第23号(第16条関係)」に改める。  
 別記様式第24号中「様式第24号」を「様式第24号(第16条関係)」に改める。  
 別記様式第25号中「様式第25号」を「様式第25号(第18条関係)」に改める。  
 別記様式第26号中「様式第26号」を「様式第26号(第18条関係)」に改める。  
 別記様式第27号中「様式第27号」を「様式第27号(第18条関係)」に改める。  
 別記様式第28号中「様式第28号」を「様式第28号(第19条関係)」に改める。

「行なう」を「行う」に、「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「行ない」を「行い」に、「および」を「及び」に、「行なわれて」を「行われて」に、「あわせて」を「併せて」に、「すでに」を「既に」に、「行なわれる」を「行われる」に、「ならびに」を「並びに」に、「行なつた」を「行つた」に、「もしくは」を「若しくは」に、「下さい」を「ください」に、「なかつた」を「治つた」に、「あつた」を「当たつた」に、「かえて」を「代えて」に、「また」を「また、」に、「おす」を「押す」に、「あつて」を「当たつて」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年11月21日から適用する。

茨城県告示第142号

下記1のものは、国民健康保険法第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申し出の受理があつたものとみなされ、並びに下記1及び2のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申し出を受理したので、療養取扱機関の申し出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項および第2項の規定により告示する。

昭和50年2月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
022,091,3	50.1.1	医療法入群羊会 久慈茅根病院	茅 根 竜 平	日立市久慈町 4-16-10	50.1.1	全 国
033,037,9	"	榊原 歯科医院	榊 原 勝 喜	土浦市中央 1-1-17	"	"
043,017,9	"	関 口 "	関 口 益 次 郎	古河市東本町 1-10-4	"	"
363,030,4	"	河 原 "	河 原 茂 行	鹿島郡銚田町 銚田1617	"	"

383,027,6	"	齊 藤 "	齊 藤 澄 夫	稲敷郡江戸崎町 甲2663-4	"	千葉県
024,040,2	50. 1. 15	セキネ薬局支店	関 根 良 彦	日立市大久保町 1-1-15	50. 1. 15	全 国
174,020,2	50. 1. 1	(有)いそやま薬局	磯 山 森 子	取手市白山 1-1-18	50. 1. 1	"
364,014,5	50. 1. 15	寿々喜 "	鈴 木 洋 司	鹿島郡波崎町矢 田部土合ヶ原	50. 1. 15	"

2

機関番号	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項 受理年月日	申出 範囲
364,007,9	刀水堂薬局	山本昭子	鹿島郡波崎町柳川2313	49.12.23	全 国
434,011,7	中 沢 "	中 沢 民	猿島郡三和町尾崎1279	50. 1. 18	"

茨城県告示第143号

保健婦助産婦看護婦法第55条の規定により次のとおり助産婦の登録をした。

昭和50年2月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登録番号	種 別	登録年月日	住 所	本 籍	氏 名	生年月日
4512	助産婦	昭 50. 2. 1	結城市小田林2671-46	茨城県	矢口ミチ子	昭9. 2. 10
4513	"	昭 50. 2. 3	勝田市市毛894	"	菅野 ミツ	大9. 9. 10

茨城県告示第144号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき次の医療機関を指定し、同条第4項の規定に基づき次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

昭和50年2月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

(指 定)

名 称	所 在 地	指定年月日
北 浦 中 央 診 療 所	行方郡北浦村大字山田長丁1291	50. 1. 23

(辞 退)

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
飯 泉 医 院	稲敷郡牛久町大字田宮140-4	49. 12. 31

茨城県告示第145号

茨城県立自然公園条例(昭和37年茨城県条例第17号)第5条第1項の規定に基づき太田県立自然公園に係る公園計画を次のとおり決定した。

なお、当該公園計画の位置を表示した図面は、茨城県庁並びに関係市役所及び村役場に備え付けて供覧する。

昭和50年2月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 特別地域

常陸太田市地内

久慈郡金砂郷村地内

久慈郡水府村地内

2 集団施設地区

集団施設地区の名称	位 置
童よりの森	常陸太田市地内

3 単独施設地区

施設個所	位 置
十国峠	常陸太田市地内

茨城県告示第146号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第41条の規定に基づき指定し、及び昭和26年11月19日茨城県告示第738号で告示した太田県立自然公園の区域を次のとおり変更した。

なお、当該変更区域を表示した図面を、茨城県庁並びに関係市役所及び村役場に備え付けて供覧する。

昭和50年2月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 所在地

常陸太田市

久慈郡金砂郷村

久慈郡水府村

2 変更後の区域図(省略)

観測所	常陸太田市地内
-----	---------

火 防 見 張 所	〃
国 見 山	〃
西 山 荘	〃
西 山 公 園	〃
西山文化研究所	〃
久 昌 寺 跡	〃
傘 御 殿	〃
間 坂 城 跡	〃
展 望 所	〃
尾 根	〃
佐 竹 寺	〃

#### 4 道 路

##### 歩 道

路 線 名	区 間
国見山ハイキングコース	常陸太田市上大門町字北山から同市瑞竜町字沢山まで
歴 史 の 里 遊 歩 道	常陸太田市増井町字横打から同市同町同字まで

#### 茨城県告示第147号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第42条第1項の規定に基づき太田県立自然公園の区域内に次のとおり特別地域を指定した。

なお、当該特別地域の区域を表示した図面は、茨城県庁並びに関係市役所及び村役場に備え付けて供覧する。

昭和50年2月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

#### 1 特 別 地 域

##### (1) 所 在 地

常陸太田市

久慈郡金砂郷村

久慈郡水府村

(2) 区域図(省略)

**茨城県告示第148号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する、同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業について適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、当該事業を実施する土地改良区定款(写し)、及び事業計画書(写し)を縦覧に供する。

昭和50年2月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

土地改良区	実施地区	縦 覧 期 間	縦覧の場所
岡堰土地改良区	八 丁	昭和50年2月20日から昭和50年3月12日まで	藤代町役場
同 上	長 田	同 上	同 上
同 上	山 王	同 上	同 上
同 上	常 福	同 上	取手市役所

**茨城県告示第149号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する、同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業について適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、当該事業を実施する土地改良区定款(写し)、及び事業計画書(写し)を縦覧に供する。

昭和50年2月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

土地改良区	実施地区	縦 覧 期 間	縦覧の場所
千波湖土地区改良区	西東大野	昭和50年2月20日から昭和50年3月12日まで	水戸市役所
同 上	坏大野	同 上	同 上



**茨城県告示第150号**

牛久町中央農業協同組合から、昭和49年9月16日付で認可申請のあつた上太田地区土地改良事業は適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和50年2月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

- (1) 上太田地区土地改良事業計画書写し
- (2) 土地改良事業施行規約の写し

2 縦覧の期間

昭和50年2月20日から昭和50年3月12日まで

3 縦覧の場所

牛久町役場

**茨城県告示第151号**

麻生土地改良区が行おうとする西方地区土地改良事業については、適当と決定したので土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する、同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和50年2月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

- 麻生土地改良区定款の写し  
西方地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和50年2月20日から昭和50年3月12日まで

3 縦覧の場所

麻生町役場

**茨城県告示第152号**

里川堰土地改良区が行おうとする磯部地区土地改良事業について、適当と決定したので土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する、同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和50年2月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

里川堰土地改良区定款の写し

磯部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間

昭和50年2月20日から昭和50年3月12日まで

3 縦 覧 の 場 所

常陸太田市役所

茨城県告示第153号

江戸崎入土地改良区が行おうとする西第二地区土地改良事業については、相当と決定したので土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する、同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和50年2月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

江戸崎入土地改良区定款の写し

西第二地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間

昭和50年2月20日から昭和50年3月12日まで

3 縦 覧 の 場 所

江戸崎町役場

茨城県告示第154号

道路法(昭和27年法律第180号)第19条第1項の規定により小見川大橋及び息栖大橋並びに小見川大橋と息栖大橋との間の491メートル取付道路の管理方法について、次のとおり千葉県知事と協議が成立した。

昭和50年2月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

協 定 書

千葉県香取郡小見川町と茨城県鹿島郡神栖町との利根川及び常陸川に架設した小見川大橋及び息栖大橋並びに小見川大橋と息栖大橋との間の491メートル取付道路(以下「取付道」という。)の管理について千葉県代表者千葉県知事友納武人(以下「甲」という。)と茨城県代表者茨城県知事岩上二郎(以下「乙」という。)は次のとおり協定する。

第1条 小見川大橋及び息栖大橋並びに取付道は、行政区画にかかわらず、甲乙それぞれこの協定により管理するものとする。

第2条 小見川大橋及び取付道の管理は、甲が行うものとする。

2 息栖大橋の管理は、乙が行うものとする。

第3条 管理に要する費用は、次のとおりとする。

- (1) 橋梁及び取付道の維持修繕及び改築工事に要する費用
- (2) 一般管理費(清掃及び占用の許可等に要する費用をいう。)

第4条 第2条第1項の管理に要する費用は、甲の負担とし、同条第2項の管理に要する費用は、乙の負担とする。

第5条 許可等により生じた収入は、甲・乙それぞれ許可等をした者に帰属する。

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど協議し定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

昭和49年4月1日

甲 千葉県  
 代表者  
 千葉県知事 友 納 武 人

乙 茨城県  
 代表者  
 茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第155号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県水戸土木事務所において閲覧に供する。

昭和50年2月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 区域の名称

角一の上地区急傾斜地崩壊危険区域

2 土地の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱によつて囲まれた区域

市郡名	町村名	字名	地番	標柱番号	備考
東茨城郡	大洗町	角一の上	915	1	地内
"	"	"	915	2	"
"	"	"	915,808-4	3	境界線上の点

"	"	"	808-4, 808-1	4	"
"	"	"	808-1	5	地内
"	"	"	808-1, 808-6	6	境界線上の点
"	"	水タレ	810, 町道	7	"
"	"	"	"	8	"
"	"	"	"	9	"
"	"	"	835, 836, 町道	10	各々の交点
"	"	"	836, 837, 町道	11	"
"	"	"	837, 町道	12	境界線上の点
"	"	明星ノ上	903, 町道	13	"

## 公 告

### ●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和50年2月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県
- 2 事業の種類 都市計画街路事業(横山大山線)道路基礎調査
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
古河市大字古河字一丁目及び字二丁目地内
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和50年2月13日から昭和50年3月2日まで

- 
- 1 起業者の名称 茨城県
  - 2 事業の種別 急傾斜地崩壊防止工事(南坂地区)
  - 3 立ち入ろうとする土地の区域  
那珂湊市平磯町字南町三, 字蔵の上, 字根本の上, 字南町一, 字大蔵塚及び字輪笠内地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和50年2月15日から昭和50年5月31日まで

●土地区画整理事業事業計画の変更

中部第一土地区画整理事業の事業計画の変更(第3回)については認可したから、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和50年2月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 組 合 の 名 称 中部第一土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和48年5月28日から昭和51年3月31日まで
- 3 施 行 地 区  
古河市大字新久田字ククヤの全部、ククヤ台の一部  
" 大字坂間字寺の内四ツ塚西台、宮前、ククヤの各一部  
" 大字鳥喰字浦谷の全部、字北新田、東山下の各一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地  
古河市大字古河5386番地の1  
古河市役所建設部開発課内
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日 昭和48年5月28日
- 6 変 更 認 可 の 年 月 日 昭和50年2月13日

乙戸土地区画整理事業の事業計画の変更については認可したから、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和50年2月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 組 合 の 名 称 乙戸土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和45年12月9日から昭和51年3月31日まで
- 3 施 行 地 区  
土浦市大字乙戸字熊野前、字向久保、字向台、字稲岡道、字中島道、字狸穴道、字塚越、字稲荷後、字塚下、字堤崎の各全部  
土浦市字上野、字下原道、字向後田、字向屋敷前、字堂山、字向屋敷、字堂ノ前、字下ノ内の各一部
- 4 事 務 所 の 所 在 地  
土浦市下高津町520番地 土浦市役所内
- 5 設 立 認 可 年 月 日 昭和45年12月9日
- 6 変 更 認 可 年 月 日 昭和50年2月13日

7 変更の内容

事務所の所在地	変更前	土浦市下高津町 520 番地 土浦市役所内
	変更後	土浦市小松新田 8 番地の17 浅野ビル内

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定に基づき、次の地域の工事が昭和50年1月20日に完了したことを公告する。

昭和50年2月13日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地域に含まれる地域の名称

日立市助川町2丁目582番, 583番, 584番, 585番の1, 585番の2, 587番の一部

2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区日本橋本町3丁目5番地

三菱建設(株)取締役社長 可 児 孝 夫

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 7 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所